

令和7年度 第2回

空き家 所有者等 無料相談会

秋田市内の空き家についてのご相談を、
宅建士、司法書士、NPO会員、秋田市職員
が無料でお受けいたします。

空き家の管理や利活用、売却、相続登記、
権利関係など、空き家でお困りの方は
ぜひこの機会に相談してみませんか？



日時 令和7年 11月24日(月) 午後1時～午後4時

場所 秋田市中央市民サービスセンター「センタース」洋室2 ほか
(秋田市役所本庁舎3階)

相談員

- ・公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会会員（宅建士）
- ・公益社団法人全日本不動産協会秋田県本部会員（宅建士）
- ・秋田県司法書士会会員（司法書士）
- ・NPO法人住まい安心サポート秋田会員
- ・秋田市職員（住宅政策課） ※順不同

申込方法および注意点

- ・氏名、住所、連絡先、空き家の所在地および相談内容を、電話またはメールにて下記の担当へご連絡ください。
 - ・申込期限は、**令和7年11月14日(金)**です。
 - ・相談は**完全予約制**で**先着12名まで**とします。なお、相談時間は後日相談者の方へ直接ご連絡します。
 - ・**相談内容は、秋田市内の物件に関するものに限りません。**
- ※ **当日受付は行いません**ので、必ず事前予約のうえご参加ください。



「空き家を放っておくとどうなるの？」

- リスク1** 建物の劣化が進むと、雨漏りや天井、床などの腐朽により動物のすみかになることも！
- リスク2** 放火等による出火、不審者の侵入や不法滞在が発生すること！
- リスク3** 空き家に起因した事故や災害が起きた場合、損害賠償を請求されることも！

【担当】秋田市都市整備部住宅政策課 空き家対策担当
電話 018(888)5770 FAX 018(888)5771 メール ro-cshs@city.akita.lg.jp

お気軽にご相談ください。